JIS T 9241-1 (2008) (Japanese): Hoists for the transfer of persons with disabilities -- Part 1: Classification and general requirement

移動・移乗支援用リフト－
第 1 部：種類及び一般要求事項

JIS T 9241-1：2008

(JASPA/JSA)

平成 20 年 6 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
（委員会長）	山内　繁	早稲田大学
（委員）	青木和夫	日本大学（日本人間工学会）
	赤居正美	社団法人日本リハビリテーション医学会（国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所）
	安達　玄	日本福祉用具・生活支援用具協会
	石川明彦	社団法人人間生活工学研究センター
	太田修平	日本障害者協議会
	加藤俊和	社会福祉法人京都ライトハウス
	川澄正史	日本生活支援工学会
	佐伯美智子	財団法人日本消費者協会
	佐川　賢	独立行政法人産業技術総合研究所
	末田　統	徳島大学
	高田公喜	日本生活協同組合連合会
	高橋儀平	東洋大学
	田中　理	横浜市総合リハビリテーションセンター
	田中　繁	国際医療福祉大学
	田中雅子	社団法人日本介護福祉士会（富山県立流杉老人ホーム）
	星川安之	財団法人共用品推進機構
	宮村悦子	東京都
	村尾俊明	財団法人テクノエイド協会
	森本正治	大阪電気通信大学
	矢野友三郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構
（専門委員）	村井　陸	財団法人日本規格協会

主務大臣：経済産業大臣　　制定：平成 20.6.20
官報公示：平成 20.6.20
原案作成者：日本福祉用具・生活支援用具協会
（〒105-0002　東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル　TEL 03-3437-2623）
財団法人日本規格協会
（〒107-8440　東京都港区赤坂 4-1-24　TEL 03-5770-1571）
審議部会：日本工業標準調査会　標準部会（部会長　二瓶　好正）
審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会（委員会長　山内　繁）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901　東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

JIS T 9241-1：2008

移動・移乗支援用リフト－
第1部：種類及び一般要求事項
解　説

訂　正　票

位　置	誤	正
6 d)	浴室などで…必要がる。	浴室などで…必要がある。

訂正票とは，規格本体以外（解説ほか）に対する正誤を表します。

平成21年8月1日作成

目　次

ページ
序文 …… 1
1　適用範囲 …… 1
2　引用規格 …… 1
3　用語及び定義 …… 1
4　種類及び区分 …… 3
4.1　種類 …… 3
4.2　最大質量による区分（区分記号） …… 3
5　設計及び構造 …… 4
5.1　一般 …… 4
5.2　設計 …… 4
5.3　構造 …… 4
解　説 …… 8

まえがき

この規格は，工業標準化法第12条第1項の規定に基づき，日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)及び財団法人日本規格協会(JSA)から工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり，日本工業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願，実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願，実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について，責任はもたない。

JIS T 9241 の規格群には，次に示す部編成がある。

JIS T 9241-1　第1部：種類及び一般要求事項

JIS T 9241-2　第2部：移動式リフト

JIS T 9241-3　第3部：設置式リフト

JIS T 9241-4　第4部：レール走行式リフト

JIS T 9241-5　第5部：リフト用スリング

日本工業規格　　JIS T 9241-1：2008

移動・移乗支援用リフト－第1部：種類及び一般要求事項

Hoists for the transfer of persons with disabilities—Part 1: Classification and general requirement

序文

この規格は，部編成で構成される第2部から第5部までの規格で規定されるリフトに関する包括的な規定であり，種類及び区分，並びに共通して適用する要求事項を規定している。

1　適用範囲

この規格は，自力での移動又は移乗が困難な人を対象に使用するリフト（以下，リフトという。）及び身体支持具の種類及び一般要求事項について規定する。この規格は，異なる階上への移動用機器には適用しない。

注記　この規格は，移動・移乗支援用リフトの特性について規定するものであるが，その特性にかかわる規定は，その種類及び一般要求事項のために示すものであり，この規格によって適合性評価を行うことは，意図していない。

2　引用規格

次に掲げる規格は，この規格に引用されることによって，この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は，その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 9702　機械類の安全性－リスクアセスメントの原則

JIS T 9241-2　移動・移乗支援用リフト－第2部：移動式リフト

JIS T 9241-3　移動・移乗支援用リフト－第3部：設置式リフト

JIS T 9241-4　移動・移乗支援用リフト－第4部：レール走行式リフト

JIS T 9241-5　移動・移乗支援用リフト－第5部：リフト用スリング

3　用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は，次による。

3.1

移動式リフト（**mobile hoist**）

被懸ちょう（吊）者を持ち上げ，床面を自由に動かして，他の場所に移動又は移乗させるキャスターなどが付いたリフト。床走行式リフト及びストレッチャー式リフトがある。

3.2

床走行式リフト（**wheeled hoist**）

移動式リフトの一つで，被懸ちょう者を持ち上げ，床面を自由に動かして，他の場所に移動又は移乗させるキャスターなどが付いたリフト。

3.3

ストレッチャー式リフト（hoists trolley）

移動式リフトの一つで，被懸ちょう者を乗せ，床面を自由に動かして，他の場所に移動又は移乗させるストレッチャー形式のリフト。

3.4

設置式リフト（stationary hoist）

被懸ちょう者を，あらかじめ設定された場所で持ち上げ，移動又は移乗させるリフト。壁面，天井，床，浴槽又はベッドなどに固定するもの。

3.5

住宅設置式リフト（stationary hoist fixed to the wall/walls, floor and/or ceiling）

設置式リフトの一つで，住宅の壁面，天井，床などに設置して使用するリフト。

3.6

機器設置式リフト（stationary hoist fixed to, mounted in, or on another product）

設置式リフトの一つで，浴槽，ベッドなどの機器に設置して使用するリフト。

3.7

レール走行式リフト（rail guided hoist）

天井，壁，支柱など頭上に取り付けたレールに沿って移動するリフト。天井走行式及び据置式がある。

3.8

天井走行式リフト（ceiling hoist）

レール走行式リフトの一つで，天井又は壁に固定した頭上取付形のリフト。

3.9

据置式リフト［stationary free standing hoist (free standing type)］

レール走行式リフトの一つで，必要な場所に据え置いて使用するリフト。

3.10

身体支持具（body-support unit）

被懸ちょう者を関連附属装置と一体として持ち上げ，移動又は移乗させるときの身体を支持するための用具（例えば，スリング，座，ストレッチャーなど）。

3.11

スリング（sling）

身体に適合する柔軟な布などで作られ，昇降装置に連結する身体支持具。

3.12

剛性身体支持具（rigid body-support unit）

リフトの昇降装置に連結する剛性の材料（必要ならば，パッドをかぶせる。）であらかじめ成形された台座，又はフレームに柔軟な材料を取り付けた身体支持具。

3.13

最大質量（maximum load）

被懸ちょう者，身体支持具及びその他を含んだ，リフトの最大許容質量。

3.14

被懸ちょう者（lifted person）

リフトで移乗する対象者。

4　種類及び区分

4.1　種類

4.1.1　リフト

リフトの種類は，**表 1** による。

表 1－リフトの種類

種類		図番号	該当規格
移動式	床走行式	**図 1**	**JIS T 9241-2**
	ストレッチャー式	**図 2**	
設置式	住宅設置式 （壁面・天井・床などに取り付ける）	**図 3**	**JIS T 9241-3**
	機器設置式 （浴槽・ベッドなどに取り付ける）	**図 4**，**図 5**	
レール走行式	天井走行式	**図 6**	**JIS T 9241-4**
	据置式	**図 7**	
その他のリフト		－	－

注記　その他のリフトについては，存在を示すために表示するが，日本工業規格の規定はしない。

4.1.2　身体支持具

身体支持具の種類は，**表 2** による。

表 2－身体支持具の種類

種類		図番号	該当規格
スリング	ベルト形スリング	**図 8 a)**	**JIS T 9241-5**
	シート形スリング（頭部サポートなし）	**図 8 b)**	
	シート形スリング（頭部サポート付き）	**図 8 c)**	
	脚分離形スリング（頭部サポートなし）	**図 8 d)**	
	脚分離形スリング（頭部サポート付き）	**図 8 e)**	
	その他のスリング	－	－
剛性身体支持具		**図 9**	－

注記　剛性身体支持具，その他のスリングについては，存在を示すために表示するが，日本工業規格の規定はしない。

4.2　最大質量による区分（区分記号）

最大質量による区分（区分記号）は，**表 3** による。

表 3－最大質量による区分（区分記号）

区分記号	最大質量範囲　kg
WS	60 以下
WM	60 超え　80 以下
WL	80 超え 100 以下
WLL	100 超え 120 以下
WX	120 超えるもの

5　設計及び構造

5.1　一般

次の要求事項を満足するとともに，**JIS T 9241-2**～**JIS T 9241-5** の各部に規定する要求事項を満足しなければならない。

5.2　設計

5.2.1 リスク分析

リスク分析は，**JIS B 9702** などの手法を用いる。また，リスク分析の手順の実施及び結果は，製造業者によって文書化し維持しなければならない。

5.2.2 人間工学的要素

リフトの人間工学的条件は，リフトの設計時に考慮しなければならない。安全性を確保するために，人間の能力，技能，限界及び欲求を考慮に入れて，人間，技術及び作業環境の相互関係をも考慮しなければならない。

a) 表示及び信号は，鮮明に，あいまいさなく認知されるように設計しなければならない。

b) アクチュエータの制御は，それを操作するのに使う身体の部分の生理学的な特性と，適合するように設計しなければならない。

c) 作業環境（騒音，振動，熱的放射，照明，危険性のある材料及び放射線）の身体に対する影響を考慮して設計しなければならない。

d) 被懸ちょう者がつ（吊）り上げられることにより感じる不安に，配慮しなければならない。

5.3　構造

構造に関し，考慮すべき事項を次に示す。

a) 身体寸法，姿勢，身体の動作及び生体力学を考慮し，リフトの操作ハンドル及びペダルは，次の条件を満足しなければならない。

1) 操作力 10 N 以上の操作ハンドルとリフト構造部品との距離は，35 mm 以上とする。

2) ペダルの上面とリフトの他の部分との距離は，つま先のすき間が鉛直距離にして 75 mm 以上とする。

3) 操作力 10 N 以上の操作ハンドル及び握りの直径は，19 mm～43 mm の範囲とする。

4) ペダルの高さは，床面から 300 mm 以内とする。

5) 手動式制御装置の位置は，床面から 800 mm～1 200 mm の高さとする。

6) 操作ハンドルの高さは，900 mm 以上とする。

注記　被懸ちょう者が操作する制御装置は，上記の位置でなくてもよい。

b) 浴室など水周りで使用する電動リフトの操作機器は防水について考慮しなければならない。

図 1－床走行式リフトの例

図 2－ストレッチャー式リフトの例

図 3－住宅設置式リフトの例

図 4－機器設置式リフト（浴槽に設置した例）

図 5－機器設置式リフト（ベッドに設置した例）

図 6－天井走行式リフトの例

図 7－据置式リフトの例

a)　ベルト形スリングの例

b)　シート形スリングの例
（頭部サポートなし）

c)　シート形スリングの例
（頭部サポート付き）

d)　脚分離形スリングの例
（頭部サポートなし）

e)　脚分離形スリングの例
（頭部サポート付き）

図 8－スリングの例

図 9－剛性身体支持具の例

JIS T 9241-1：2008

移動・移乗支援用リフト－
第1部：種類及び一般要求事項
解　説

この解説は，本体に規定した事柄及びこれに関連した事柄を説明するもので，規定の一部ではない。

この解説は，財団法人日本規格協会が編集・発行するものであり，この解説に関する問合せは，財団法人日本規格協会へお願いします。

1　制定の趣旨

介護を必要とする人の移動・移乗に使用する移動関連機器のうち，リフトに関しては，1998年10月に国際規格（**ISO 10535**：1998，Hoists for the transfer of disabled persons－Requirements and test methods）が制定された。

我が国においては，21世紀の超高齢社会を前に，今後ますます福祉用具の必要性が高まることが予想される中で，高齢者・障害者が安心して使え，商品選択の一助となるリフトに関する**JIS**の制定が急がれていた。

2　制定の経緯

経済産業省（元通商産業省工業技術院）から“福祉用具・システムの標準化に関する調査研究”を日本健康福祉用具工業会が受託し，**ISO 10535**：1998“障害者移動補助リフト－要求事項と試験法”に基づいて，“福祉用具・システムの標準化に関する調査研究”で組織した委員会で**ISO 10535**：1998を翻訳し，技術的内容を一部変更して原案を作成した。

この原案を基に，平成13年9月20日に，**JIS T 9240**（移動・移乗支援用リフト通則）が制定された。その後種類別リフトの規格を作成するべく準備をしていたが，製品規格として**JIS**を作成することになり，改めて**JIS T 9241**の規格群を作り，部編成で種類別の規格を作成することとなった。第1部では各種リフトに共通の事項を規定し，第2部から第4部では，“種類別リフト”に関する要求事項及び試験方法について規定し，また，第5部ではリフト用スリングに関する要求事項及び試験方法について規定した。

3　審議中に特に問題となった事項

a) 種類別リフトの規格を作成するに当たり，共通事項だけでの規格を作るかどうかについて，当初議論があったが，結局は規格群とすることにした。共通事項としては種類と区分，リスク分析，人間工学的要素を盛り込んだ。今後共通事項として規定する項目の整理が必要である。

b) 日本人の体格から見て，**ISO**規格の120 kg以上をつ（吊）り上げるというのに従うのは困難であり，体重区分を設けたが，今後日本人だけでなくアジア人の体格という観点から**ISO**の理解を求めていく。

4　適用範囲

欧州規格は障害者のための福祉用具に関して 3 レベルに分かれるが，**ISO 10535** では最も高いレベルの一般要求事項（レベル 1）と，その下位のレベルである，グループのための特定条件（レベル 2）及び種類別のための特定条件（レベル 3）の結合規格である。**JIS T 9241** の規格群は **ISO 10535** から種類別にブレークダウンして作成したものである。

5　規定項目の内容

5.1　規格の名称

名称は“**JIS T 9241-1**　移動・移乗支援用リフト－第 1 部：種類及び一般要求事項”とし，第 2 部から第 5 部では第 1 部の中で規定している分類に沿った名称とした。

5.2　引用規格（本体の箇条 2）

本体の箇条 **2** の引用規格に記載されている規格は種類別にブレークダウンした国内規格である。

5.3　定義（本体の箇条 3）

この規格に用いる用語は，**ISO 10535** に従った。定義の中で日本語として使われている外国語の表現方法は片仮名文字とした。日本語での適切な表現が困難な外国語は片仮名表現としている。

5.3.1　最大質量（本体の 3.13）

被懸ちょう者，身体支持具及びその他を含む。**ISO** 規格では Maximum load であるが，荷重という表現を使わず質量と表現する。

5.3.2　スリング（本体の 3.11）

ISO 10535 で定義されている“non-rigid body-support unit”について，直訳である非剛性身体支持具なる用語を使用する検討を行ったが，日本ではスリングの呼称が一般的であるため，スリングに統一した。

5.4　種類及び区分（本体の箇条 4）

5.4.1　種類（本体の 4.1）

わかりやすくする意味でリフトとスリングとを分けて分類した。記号は付けないことにした。その他のリフト，その他の非剛性身体支持具という項目を設け，すべてのリフト，スリングを対象としていることを示した。

5.4.2　最大質量による区分（本体の 4.2）

荷重という表現をやめ，質量に統一した。区分記号も混乱を起こさないように W60，W80 のような数字混じりをやめ，WS，WM のようにした。また，それに見合う質量は範囲表示とした。

5.5　設計及び構造（本体の箇条 5）

5.5.1　リスク分析（本体の 5.2.1）

JIS B 9702 に基づくリスク分析の例を示す。

この解説のリスク分析の **5.5.1.1** は **JIS Z 8051**（安全側面―規格への導入指針），**5.5.1.2** は財団法人製品安全協会による“平成 15 年度消費生活製品の安全性に関するリスク管理ガイド”，**5.5.1.3** は **JIS T 14971**（医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用）を参考にその例を示す。

なお，この例を参考に社内では具体化するのがよい。また，次回改正時にはこれをベースに具体化することが必要である。

5.5.1.1　リスク分析の方法

この解説の **5.5.1.1.2** に規定する許容可能なリスクの達成手順に従ってリスク分析を行い，そのリスク分析の実施と結果とを文書に記録する。文書にはこの解説の **5.5.1.1.2** で要求した手順の記録に加え，少なく

とも次を含む。

a) リスク分析を行った製品又は附属品の説明及び特定

b) リスク分析を行った人及び組織の特定

c) リスク分析を行った日付

5.5.1.1.1　許容可能なリスク

許容可能なリスクは，リスクアセスメント（リスク分析及びリスクの評価）の反復的プロセス及びそれに基づいたリスク低減によって達成する（**解説図 1** 参照）。

解説図 1－リスクアセスメント及びリスク低減の反復プロセス

5.5.1.1.2　許容可能なリスクの達成手順

リスクを許容可能なレベルまで低減するには，次の手順を用いることが望ましい。

a) 製品の対象と考えられる使用者及び触れることが予見される者（例えば，子どもによる使用及び／又は接触）を特定する。

b) 製品の意図される使用を特定し，合理的に予見可能な誤使用を見積もる。

c) 製品の使用（据付け，保全，修理及び解体並びに／又は廃棄を含む。）の全段階及び全条件において発生するハザード（危険状態及び危険事象を含む。）を個々に特定する。

d) 特定したハザードが引き起こす個々の特定された使用者群及び接触者群に対するリスクを見積もり，

評価する（**解説図 1** 参照）。

e) そのリスクが許容可能かどうかを判断する（例えば，類似の製品と比較して）。

f) そのリスクが許容可能なものでなければ，許容可能なレベルまでリスクを低減する。

リスクを低減する際の優先順位は，次による。

1) 本質安全設計

2) 保護装置

3) 使用者に対する情報

5.5.1.2 リスクの見積り方法

リスクの見積り方法の例を，次に示す。

例示　ハザードに対し危険の重大性と危害の頻度とを掛け合わせて総合危険度を評価する。危険の重大性として**解説表 1** から人への危険，製品への危険，財産への危険，環境への危険を総合的に判断し，1～4 の評価を行う。さらに，これらの危険の発生頻度を 1～5 の評価を行う。その結果，総合危険度は

総合危険度　＝　危険の重大性　×　危害の頻度

として算出する。算出された総合危険度に対する対応例を，**解説表 2** に示す。

解説表 1－リスクの評価

危険の重大性					危害の頻度	
危険度	人への危険	製品への危険	財産への危険	環境への危険	頻度	内容
4	死亡	製品破壊の可能性あり	財産の損失	継続的に重大な影響	5	頻繁に発生
3	重傷	重要部の損傷の可能性	大きな損傷	一時的に影響	4	時々発生
2	軽傷	多少の損傷あり	多少の損傷	情報開示が必要	3	たまに発生
1	影響なし	影響なし	影響なし	影響なし	2	ほとんど発生しない
					1	偶発的に発生

解説表 2－評価及び対応

総合危険度	対応
20	全体設計見直し
15～19	部分設計見直し
10～14	コストなど検討し設計見直し
5～9	表示での注意書き
0～4	取扱説明書の注意書き

5.5.1.3 福祉用具に関連して起こる可能性があるハザード及び関連する要因の例

福祉用具に関連して起こる可能性があるハザード及び関連する要因に関してリストを示す。ただし，すべてを網羅しているわけではなく，ハザードを特定する手助けとなる。

5.5.1.3.1　エネルギーのハザード及び関連する要因

次を含む。

a)　電気

b)　機械的な力

c)　可動部分（手足及び指などの挟みこみ）

d)　意図しない動き

e)　懸垂物体

f)　利用者を支える装置の故障

5.5.1.3.2　生物学的なハザード及び関連する要因

a)　毒性

b)　アレルギー誘発性

c)　衛生上の安全を維持できない

5.5.1.3.3　環境的なハザード及び関連する要因

次を含む。

a)　電磁干渉

b)　電力の不適切な供給

c)　指定された環境条件外での保管又は操作

d)　併用を意図した他の機器との不適合性

e)　偶発的な機械的損害

f)　廃棄物及び／又は福祉用具の廃棄による汚染

5.5.1.3.4　福祉用具の使用に関連するハザード及び関連する要因

次を含む。

a)　不適切なラベリング

b)　不適切な操作説明，例えば，

　1)　使用前点検の不適切な仕様

　2)　複雑すぎる操作説明

　3)　サービス及び保守の不適切な仕様

c)　未熟な要員による使用及び未訓練者による使用

d)　合理的に予見できる誤使用

e)　消耗品，附属品，その他の福祉用具との不適合性

f)　鋭い角又は先端

g)　介助者及び子どもなどが手足や指を挟み込む機構の存在

5.5.1.3.5　不適切，不十分又は複雑すぎるユーザインタフェース（マン／マシンコミュニケーション）

次を含む。

a)　勘違い及び判断の間違い

b)　ふとした間違い及び思い違い

c)　うっかりミス及び不注意による失敗（精神的又は肉体的）

d)　複雑な又は混乱する制御システム

e)　あいまい又は不明りょう（瞭）な福祉用具の状態

f)　設定，測定又はその他情報のあいまい若しくは不明りょうな表示

g) 不十分な視認性，可聴性，感触性

h) 動作に対する制御器，又は実際の状態に対する表示情報の分かりにくい配置

i) 既存の装置と比べ問題を引き起こしやすいモード又は配置

5.5.1.3.6　機械的故障，保守及び老朽化によってもたらされるハザード及び関連する要因

次を含む。

a) 保守後の機能点検を含めた保守仕様の欠如又は不適切さ

b) 不適切な保守

c) 福祉用具の寿命が適切に決められていない

d) 電気的／機械的な完全性の喪失

e) 不適切なこん包（汚染及び／又は劣化）

f) 反復使用による機能の劣化

5.5.2　人間工学的要素（本体の **5.2.2**）

ISO 10535 に準じている。

6　懸案事項

a) 種類別リフトの規格を作成するに当たり，共通事項だけでの規格を作るかどうかについて，当初議論があったが，結局は規格群とすることにした。共通事項としては種類及び区分，リスク分析，人間工学的要素を盛り込んだ。今後共通事項として規定する項目の整理が必要である。

b) スリングとリフトの適合条件を明確にクリアすることができず，例示で，適合情報を記載するようにした。

c) 日本人の体格から見て，ISO 規格の 120 kg 以上をつ（吊）り上げるというのに従うのは困難であり，体重区分を設けたが，今後日本人だけでなくアジア人の体格という観点から ISO の理解を求めていく。

d) 浴室などで使用するリフトの防水性について適切な規定を検討する必要がる。

7　原案作成委員会の構成表

原案作成委員会の構成表を，次に示す。

a)　本委員会

JIS 原案作成委員会　構成表

	氏名	所属
（委員長）	田　中　　繁	国際医療福祉大学大学院
（委員）	金　子　昇　平	経済産業省
	大　下　龍　蔵	経済産業省
	髙　木　憲　司	厚生労働省
	福　井　正　弘	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	渡　邉　道　彦	財団法人日本規格協会
	今　西　正　義	全国頚髄損傷者連絡会
	星　　玉　枝	社団法人日本消費者生活アドバイザー・コンサルタント協会
	竹　内　　健	国際医療福祉大学
	柳　下　正　生	株式会社ミクニ
	森　島　勝　美	株式会社モリトー
	石　伊　正　浩	株式会社アーバン・ダイナミックス

	岩　島　　　寛	ケアメディックス株式会社
（事務局）	清　水　壮　一	日本福祉用具・生活支援用具協会
	高　橋　俊　仁	日本福祉用具・生活支援用具協会
	村　松　喜久男	日本福祉用具・生活支援用具協会

b) **分科会**

	氏名	所属
（委員長）	田　中　　　繁	国際医療福祉大学大学院
（委員）	中　村　靖　彦	アビリティーズ・ケアネット株式会社
	今　村　信　隆	明電興産株式会社
	武　内　　　寛	パラマウントベッド株式会社
	山　田　徳　一	酒井医療株式会社
	竹　内　　　健	国際医療福祉大学
	柳　下　正　生	株式会社ミクニ
	森　島　勝　美	株式会社モリトー
	石　伊　正　浩	株式会社アーバン・ダイナミックス
	岩　島　　　寛	ケアメディックス株式会社
（事務局）	清　水　壮　一	日本福祉用具・生活支援用具協会
	高　橋　俊　仁	日本福祉用具・生活支援用具協会
	村　松　喜久男	日本福祉用具・生活支援用具協会

（文責　田中　繁）

★内容についてのお問合せは，規格開発部標準課［FAX(03)3405-5541 TEL(03)5770-1571］へご連絡ください。

★JIS 規格票の正誤票が発行された場合は，次の要領でご案内いたします。

(1) 当協会発行の月刊誌“標準化ジャーナル”に，正・誤の内容を掲載いたします。

(2) 原則として毎月第 3 火曜日に，“日経産業新聞”及び“日刊工業新聞”の JIS 発行の広告欄で，正誤票が発行された JIS 規格番号及び規格の名称をお知らせいたします。

なお，当協会の JIS 予約者の方には，予約されている部門で正誤票が発行された場合，自動的にお送りいたします。

★JIS 規格票のご注文は，出版事業部出版サービス第一課［TEL(03)3583-8002 FAX(03)3583-0462］又は下記の当協会名古屋支部，関西支部におきましても承っておりますので，お申込みください。

JIS T 9241-1
移動・移乗支援用リフト－第 1 部：種類及び一般要求事項

平成 20 年 6 月 20 日　第 1 刷発行

編集兼発行人　島　弘　志

発 行 所

財団法人　日 本 規 格 協 会

〒107-8440　東京都港区赤坂 4 丁目 1-24

http://www.jsa.or.jp/

札幌支部　〒060-0003　札幌市中央区北 3 条西 3 丁目 1　札幌大同生命ビル内
TEL (011)261-0045　FAX (011)221-4020

東北支部　〒980-0811　仙台市青葉区一番町 2 丁目 5-22　穴吹第 19 仙台ビル内
TEL (022)227-8336(代表)　FAX (022)266-0905

名古屋支部　〒460-0008　名古屋市中区栄 2 丁目 6-1　白川ビル別館内
TEL (052)221-8316(代表)　FAX (052)203-4806

関西支部　〒541-0053　大阪市中央区本町 3 丁目 4-10　本町野村ビル内
TEL (06)6261-8086(代表)　FAX (06)6261-9114

広島支部　〒730-0011　広島市中区基町 5-44　広島商工会議所ビル内
TEL (082)221-7023　FAX (082)223-7568

四国支部　〒760-0023　高松市寿町 2 丁目 2-10　JPR 高松ビル内
TEL (087)821-7851　FAX (087)821-3261

福岡支部　〒812-0025　福岡市博多区店屋町 1-31　博多アーバンスクエア内
TEL (092)282-9080　FAX (092)282-9118

Printed in Japan　HE/H

JAPANESE INDUSTRIAL STANDARD

Hoists for the transfer of persons with disabilities—Part 1: Classification and general requirement

JIS T 9241-1 : 2008

(JASPA/JSA)

Established 2008-06-20

Investigated by

Japanese Industrial Standards Committee

Published by

Japanese Standards Association

定価 1,260 円（本体 1,200 円）

ICS 11.180.10

Reference number：JIS T 9241-1:2008(J)